

大阪府包括外部監査人候補者評価基準（再契約）

平成29年11月20日制定

令和 3年 1月14日変更

令和 5年11月28日変更

大阪府包括外部監査人選定規程第4条第2項の規定による包括外部監査人の候補者（以下「候補者」という。）の選定については、この基準による。

1 評価方法

大阪府包括外部監査人選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、当年度の包括外部監査人からヒアリングを行い、同人の当年度の包括外部監査を審査・評価し、次年度の候補者とするものの適否を判断する。

2 評価項目

（1）監査に対する姿勢・考え方

ア 包括外部監査に対する姿勢・考え方が、独立性と専門性を活かし、「住民福祉の増進、最少の経費で最大の効果、組織及び運営の合理化、規模の適正化を達成する」という地方自治法（以下「法」という。）の趣旨に合致していたか。

イ 財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し、優れた識見を有していたと認められるか。

ウ 法第252条の30に定める監査の実施に伴う包括外部監査人と監査委員相互間の配慮について理解し、監査が行われていたか。

エ 地方公共団体の会計について理解していたか。

（2）監査テーマの選定及び監査手法

ア 監査テーマ、監査にあたって重視する事項及び府政に対する課題等の認識が、現在の大阪府政の状況に照らして適切なものであったか。

イ 監査テーマが、「対象団体の『財務に関する事務の執行』及び『経営に係る事業の管理』に関するもの」という法の趣旨を踏まえたものとなっていたか。

ウ 監査手法が適切なリスク分析に基づいており、監査実施による具体的な効果が期待できるものになっていたか。

エ 監査結果の取りまとめについて、具体的で客観的な根拠に基づく指摘となるような手法となっていたか。

（3）監査体制及び運営

ア 包括外部監査を効率的、効果的に行う適切な補助者の構成や規模となっていたか。

イ 包括外部監査人による統率のもと、適切な役割分担により、指揮命令系統や責任の所在、連絡体制に不備はなかったか。

ウ 職務上知り得た情報の取扱いについて不備はなかったか。

エ 包括外部監査人及び補助人が、包括外部監査契約の契約期間中に、地方自治法第252条の28第3項第4号又は第6号に規定する懲戒処分を受けなかったか。

オ 包括外部監査人及び補助人が、地方自治法第 252 条の 29 の趣旨に該当しなかったか。

(4) 監査の内容

ア 各過程で、適切な時期、必要な日数、人数及び作業内容を記載した計画に基づき、監査が行われているか。

イ 監査テーマに則した調査及び実査が行われ、監査結果報告書作成が効果的、効率的に行われているか。

ウ 法第2条第 14 項及び第 15 項の規定による、住民の福祉の増進、効率化、組織及び運営の合理化、規模の適正化の趣旨にのっとりて監査がなされているか。

3 評価手順

(1) 選定委員会は、包括外部監査人から、当年度の包括外部監査についてヒアリングを実施する。

(2) 包括外部監査人は、ヒアリングにおける説明を補完するため、当該年度の包括外部監査に関する資料を提出することができる。

(3) 選定委員会は、包括外部監査人からのヒアリング及び資料を踏まえて「2 評価項目」ごとに評価し、次年度において、包括外部監査契約を締結することが妥当であるかどうかを審査し、評価する。